

農村滞在型余暇活動機能整備計画書
(市町村計画)

令和4年3月改訂

恵庭地区

北海道恵庭市

第1 基本的な考え方

本市は札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、東西 34km、南北 23km、総面積 294.65 km²を有する市で、人口は令和 3 年 4 月末現在で 70,062 人と少子高齢化社会において人口減少が進行している中でも緩やかに人口が増加している数少ない都市である。

近年、自然の豊かさが残りゆとりと潤いに満ちている農村空間は、都市住民にとって癒しの空間としてニーズが高まっており豊かな自然を享受できる施設や余暇時間の活用ができる施設、農業体験ができる施設などを介しての都市住民と農村住民との交流が期待されている。

このような背景の中、令和3年度より策定された恵庭市都市計画マスタープランにおいて、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時に、その生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場として重要な役割を果たしており、その良好な農業環境を活かし、都市地域との調和に向けグリーンツーリズムの推進を図る方針となっている。

恵庭市における農業の課題として、農業人口の減少により農村部の地域コミュニティの衰退が危惧され、早急な対策を実施する必要がある。そこで、生産者と消費者の交流を促進することで、農業に対する市民理解を促し、農業の持つ多面的な機能を地域活力に活かす取り組みを推進していくとともに、農村地域のさらなるコミュニティ強化を図る必要がある。

このため、地域にある水と緑あふれるやすらぎの空間や多様な農業を活かした農村滞在型余暇活動を基本とした機能の整備は、課題の解決とともに、本市農業の振興、更には「まち」全体の活性化という重要な役割を担う事業として位置付け、必要な機能の整備は、営農環境を中心に整備が進められてきた農村地域における恵まれた自然環境と多様な経営形態から創造される農村空間と農用地の有効活用を基本とし、都市住民の多様なニーズに応えるべく積極的に推進するものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区の区域は、農業振興地域整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項により指定された農業振興地域のすべての区域をその範囲とする。(図1参照)

○ 整備地区の区域

整備地区の区域	うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)
農業振興地域の全域	左記の区域と同じ

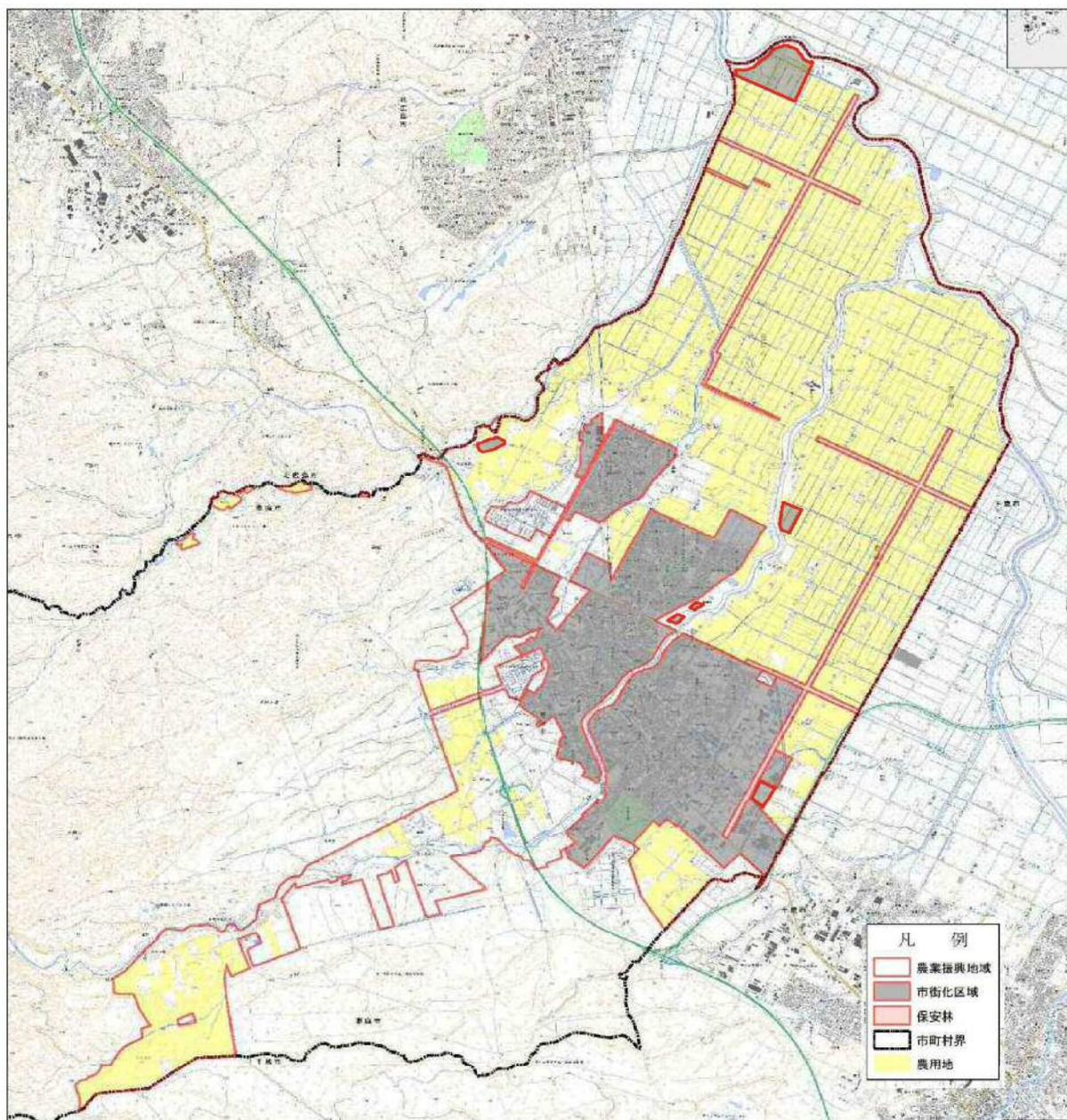


図1 整備地区の区域図

当整備地区は、市域の東半分に位置し、札幌・苫小牧低地帯と言われる地域で、数本の河川とともに豊かで潤いのある生産緑地が広がっており、これらが良好に保全され美しい農村景観が形成されている地域である。

なお、当整備地区の全域が都市計画法第7条第3項に基づき指定された市街化調整区域に定められており、市街化を抑制すべき区域であるが、当該市街化調整区域では専門的に農業が営まれており、施設の整備により市街化を促進する恐れがないことや、隣接する市街地住民の、農業・農村に対する理解促進に向けて果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現状

ア 土地利用の現状

本市における土地利用については、全体面積6,937haの大部分が恵庭岳周辺を源とする漁川の中流から下流域右岸左岸に広がる平坦地となっているが、道都札幌市近郊という恵まれた地理的条件により人口増や都市化が進み、市街化区域の拡大に伴う農用地面積の減少傾向が見られる。

用途別面積

農地	農業用施設用地	山林原野	宅地	工場用地	その他	合計
4,242ha	52ha	777ha	226ha	0ha	1,640ha	6,937ha

資料：恵庭市農業振興地域整備計画書（H30）

注）全域が市街化調整区域である。

イ 農業の現況

本地区の農業は、稲作を中心として、小麦、大豆、馬鈴薯、てん菜などの畑作物と、野菜・花卉、酪農が営まれており、需要動向を見極めながら多様な品目が生産されている。

平成30年度の農業産出額は約48億円で、農産物（耕種）が約34億円、畜産が約14億円となっており、米が全体の約11%、野菜・花卉類が約46%を占めている。

近年は特に、高収益作物として作付奨励を行ってきた野菜の伸びとともに、生活様式や価値観の多様化に伴い花や緑への関心が高まる中で、「花のまちづくりプラン」の推進により花壇づくりやガーデニングなど花に対する取り組みが進み、「花のまち」として知名度の高まりに並行して花きや花苗の生産が増えている。

しかし一方では、農業者の高齢化に伴う離農者の増加や農業情勢の先行き不安による後継者不足問題、耕作放棄地の増加などの課題に対して、農業関係機関と連携を図りながら対応していく必要がある。

販売農家戸数

農用地等面積

戸数	田	畑	樹園地	その他	計
165 戸	2,839ha	1,249ha	0ha	253ha	4,341ha

資料: 2020農林業センサス（農家戸数） 第4期恵庭市農業振興計画（農用地合計）(R3)

注) 全域が市街化調整区域である。

主要作目

水稻	小麦	馬鈴薯	豆類	てん菜	乳用牛	豚	採卵鶏
552ha	740ha	239ha	432ha	262ha	2,358 頭	2,795 頭	204.8 千羽

資料: 農林水産統計（水稻・小麦・馬鈴薯・豆・てん菜）農業振興計画（乳用牛・豚・採卵鶏）
(R3)

注) 全域が市街化調整区域である。

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本地区は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、道内における交通体系の重要幹線道路である国道36号が通る交通要衝都市となっており、通過交通量は非常に多い状況にあることから、この恵まれた立地条件と交通アクセスを背景に、道と川の駅周辺に農畜産物直売所「かのな」がオープンし、市内外問わず多くの人が集まる賑わいの場となっている。近年は、田園でのやすらぎの体感を求める都市住民のニーズに応える形で、酪農体験、乗馬体験、農作業体験などのできる施設が多く運営されており、「ふれあいファーム」にも11カ所が登録している状況にある。

このため、本地区への入込客は増加傾向にあるが、都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う活動の受入条件面では依然不十分な状況にあり、宿泊施設や加工体験施設などの新たな施設整備が待たれている。

○体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設	観光施設等	宿泊施設	その他
ふれあいファーム 11カ所	酪農体験 1カ所 乗馬体験 1カ所 農畜産加工体験 2カ所	農業複合施設 1カ所 はなふる ルルマップ自然公園 ふれらんど	ファームイン 1カ所	農畜産物直売所 5カ所 農家レストラン 1カ所 畜産加工施設 1カ所

注) 全域が市街化調整区域である。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動、自然の豊かさが残りゆとりと潤いに満ちている農村空間や伝統的文化など多様な地域資源を最大限活かし、都市住民等に対して地域農産物の提供はもとより、農作業、農畜産物加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等余暇活動の場を提供する。また、地区農産物の販路拡大、就労の場の確保や農業所得の向上を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好で魅力ある農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等の農業・農村に対する理解の増進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限活用する。
- ウ 農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資するよう機能の整備を図るとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- エ 整備を進めるに当たって、地区農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。
- オ 地域住民の合意の下に、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- カ 施設等の利用者の安全確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性、高齢者の活用に配慮する。

キ 地域の関係者との連携を図りながら、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効果的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する農産物の生産、国土の保全や公衆の保健休養などの多面的な機能が十分発揮されるように努め、農用地、農業施設用地、農家の住宅地、林地、水辺地等地域の持つ良好な農村景観に配慮するとともに、都市計画との整合性を図りながら、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができるよう土地利用の調整に努めるものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地においては、ガーデニングや生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の保全・管理、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、市内の中央部を貫流する漁川をはじめ、ユカンボシ川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川の6河川が形成する潤いとやすらぎのある良好な水辺景観の保全とともに、親水機能の整備や周囲の景観との調和に配慮した農業用排水路の管理により、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

(ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供することが必要な農用地として、農作業体験農園や貸付農園など(以下「体験農用地」という。)を設ける。

(イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

農村滞在型余暇活動に資するため、地域住民の合意のもと整備地区における土地利用に関する協定の活用を図る。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区において都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、本地区の特産品である野菜等を中心とした収穫体験、農産物直売所、加工体験施設、乗馬体験施設、農家レストラン等の施設と連携した交流の実現に向け、各種施設の数的規模の拡大を図り、農業に対する理解を促進する。

なお、整備地区は市街化調整区域であることから、都市計画との調整や地元商工業関係者との合意を図りながら、周辺の市街化を促進する恐れがない必要最小限度のものとする。

○ 農作業体験施設等の整備計画

施設種類	機能	事業主体
1 農業体験	農作物の作付け、収穫その他農作業の体験に必要な体験農園等	農業者 農地所有適格法人 農業者団体
2 農畜産物加工体験施設	地場の農畜産物を使用した農畜産加工体験	
3 農業体験民宿、農業体験研修施設	宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農業体験民宿等	
4 農畜産物直売所、畜産加工品直売所	地場の農畜産物、農畜産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等	
5 農家レストラン	地元農産物を使用した料理の提供	

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) グリーンツーリズムに積極的に取り組む農業者等の協議の場を設け、誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について連携した活動を展開する。

(2) 農産物直売所、農家レストラン、ファームイン等へ供給する農作物や食材について、施設の運営者と生産者組織による連携を推進し、地域農産物の利用、販売の促進とその安

定供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、インターネットを活用した情報発信やマスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との連携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、各種交流事業との連携を一層推進するとともに、消費者団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター並びに観光協会、商工会議所の関係機関・団体等と協力し農村滞在型余暇活動機能の整備と円滑な推進を図るため、必要な指導・助言等を行う。

(参 考)

附 図

1 整備地区の区域図兼土地利用計画図

